平成２２年（フ）第３０６５号
札幌市東区北25条東13丁目１番５―701号
債務者　高橋　雅樹
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１００号
北海道千歳市桂木５丁目４番３号
債務者　笹岡　公男
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１８０号
札幌市東区北22条東18丁目４番22号　ラーラ22―203号
債務者　笠井　教夫
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１９９号
札幌市東区北27条東９丁目３番13号　北27条クラブハウスＢ棟202号
債務者　植原　卓治
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２１０号
札幌市豊平区西岡１条４丁目５番６号
債務者　今藤久美子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２３４号
札幌市北区北23条西４丁目２番３―407号
債務者　吉本　　禮
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２５８号
札幌市清田区清田１条４丁目３番23号　第２コーポ相馬102号、住民票上の住所札幌市清田区美しが丘３条６丁目10番４―1206号
債務者　杉山　勝幸
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２６５号
札幌市清田区平岡４条３丁目20番18号　フローレンス201号
債務者　田村　雅洋
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２９１号
札幌市白石区北郷３条２丁目４番31号　マンションあかね201号
債務者　国房　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３０７号
札幌市西区発寒９条11丁目３番12―102号
債務者　加藤奈穂美（旧姓三島）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３２２号
札幌市西区二十四軒４条７丁目３番35号　タカ・ヴィレッジ３号
債務者　松尾　直幸
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６号
北海道有珠郡壮瞥町字滝之町289番地25
債務者　小沼　幸一
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
北海道伊達市館山下町２番地26
債務者　西成田健二
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
北海道有珠郡壮瞥町字滝之町287番地109
債務者　中路　俊昭
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
北海道有珠郡壮瞥町字滝之町287番地109
債務者　中路満也子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
北海道伊達市鹿島町７番地14　鹿島町ベルコ２Ｆ
債務者　名越　昌子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
岩手県奥州市江刺区栄町６番36号、住民票上の住所岩手県一関市大東町沖田字八森15番地11
債務者　菊池　錦悟
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

第明治三十五種郵便物認可